

令和4年度 第2回蕨市地域自立支援協議会 議事録

日時 令和5年3月24日(金)

午後2時30分～午後4時00分

会場 総合社会福祉センター3階 多目的ホール

<出席者> (敬称略)

委員：鹿子木 順子(副会長) 大櫛 モヨ子 山寺 緒乃津 大槻 知也
望月 勇志 峠館 春介 沖田 昭治
相澤 秀(代理：安井) 矢作 哲

事務局：根津 賢治(健康福祉部長) 國井信太郎(福祉総務課長)
安治 直尚(保健センター所長) 岡本 香南子(障害者福祉係係長)
黒須 康文(障害者福祉係主査) 中村 雄基(障害者福祉係主査)
細野 亜紀子(保健センター保健指導係長)
長谷川 明子(保健センター保健指導係技術主査)
金谷 徳英(障害者福祉センタードリーム松原副所長)
加藤 芳美(障害者福祉センタードリーム松原相談支援員)

1. 開会

2. 会長挨拶

割愛

3. 委員・事務局職員の紹介

割愛

4. 議題

(1)各専門部会の令和4年度事業経過報告について

事務局：資料1から3をご参照ください。まず資料2からとなりますが、蕨市の地域自立支援協議会の全体のイメージ図になります。蕨市では3つの部会があり活動をしています。1つ目の相談支援部会では、主に計画相談について行

っております。2つ目の権利擁護部会では、成年後見制度や障害者虐待、差別解消法など権利擁護全体に関することを行っております。3つ目の地域ネット支援部会では、まず諸課題を検討するワーキンググループは継続的な課題についての検討を行っております。続いて子ども支援ワーキンググループでは、今年度は医的ケア児について話し合いをしております。また、今回3つ目の仕事に関するワーキンググループを立ち上げることとなり、立ち上げの準備をさせて頂いております。全体としてはこのような部会の構成となっております。

続きまして、資料1に移りたいと思います。資料1では、今年度の部会の開催について記載しております。

相談支援部会は隔月で年6回開催しております。今年度はコロナウイルス感染症拡大の影響は受けずにすべて対面で開催しています。大きなテーマとしては、市内相談支援事業所のパンフレットを作成しています。現在は、市役所等の窓口で利用者向けに配布しています。また、グループスーパービジョンを年3回開催しました。市内に相談支援事業所が4か所あり、相談支援員に事例を報告してもらい、事例の共有を行い支援についてのアイデア出し、社会資源の見直し等を共有しています。活発に参加者から意見が出て軌道に乗ってきた印象があります。また、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについても議論をしています。

権利擁護部会は年2回開催しております。引きこもり支援や成年後見制度の利用に関する事例報告、障害者虐待や差別解消法の実例報告をしております。そのほか、研修会や情報交換会を開催しています。7月には「親なき後に備えて」のテーマで講師をお呼びして、家族向けの講演会を開催しています。2月には、関係機関向けに「意思決定支援とは」の研修会を開催しております。この研修会には障害福祉分野以外にも地域包括支援センターの方にも参加していただいています。また、11月には情報交換会として市内の成人に関する事業所の職員に参加していただき、虐待防止をテーマに意見交換をしています。

地域ネット支援部会の全体会は年1回5月に開催しております。医療ケア児ワーキンググループでは8月に開催し、その他研修にも参加し学びを深めております。

その他、基幹相談支援センター主催の人材育成研修を年3回開催しております。子どもをテーマにあすなろ学園の先生や川口特別支援学校の先生、戸田かけはし特別高等学校の先生に来ていただき話をさせていただいております。

また、地域ネット支援部会では就労に向けたワーキンググループの設置に向けて活動をしています。就労移行事業所との情報交換会を年 5 回、就労継続 B 型事業所との情報交換会を年 1 回開催しております。ワーキンググループのねらいとしては、事業所同士の横の繋がり構築、ネットワークを作ること、より良い利用者支援や安定した運営のヒントになるような情報交換会や研修会の開催、課題に対して、個々の事業所で対応するのではなく、ワーキンググループ内の事業所で協働できるシステム作りができるよう話し合いを重ねております。

続きまして、仕事と暮らしのワーキンググループのイメージ図として資料 3 をご参照ください。大きく①就労支援センター、就労移行事業所、就労継続 A 型事業所②就労継続 B 型事業所の 2 つの定例会を開催し、市民の仕事や暮らしを支えていくイメージになります。①就労支援センター、就労移行、就労継続 A 型事業所の定例会の内容は、相談に繋がっていない市民向けの就労相談会の企画、開催。また、就労されている方が学べる講座やイベント、事業所同士の資質向上という面で事例検討などの勉強会を開催していきたいと思えます。定例会としては 2 か月に 1 回の年 6 回の開催を予定しております。企画については定例会の中でもプロジェクトチームを作りまして、企画をしていくこととなります。②就労継続 B 型事業所につきましては、アンテナショップのような所、一定のスペースやワゴン等で就労継続 B 型事業所が作った創作品や物品の販売を行い市民との交流ができると良いと思っています。また、市内企業との繋がりで実習や内職提供をしていただくことや生産品等の販売促進につなげられると良いと思っています。そして、障害者優先調達法について、市内の就労継続 B 型事業所が受けられる内職を上手く回してもらえるような仕組みを考えております。定例会としては 3 か月に 1 回の年 4 回の開催を予定しています。このような形で蕨市でも事業所同士の横の繋がりを持ち、障害福祉のボトムアップをしていければと思っています。また来年度につきましては、子ども支援ワーキンググループでも、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所同士の繋がりを持つ情報交換会等も開催してほしいとの声も頂いておりますので、子どもの分野でも定例会を開催していきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

委員：就労支援センター、就労移行事業所、就労継続 B 型事業所など該当する事業所はいくつありますか。

事務局：蕨市内の就労支援センターは 1 か所、就労移行事業所は 2 か所、就労継続支援 A 型事業所が 1 か所、就労継続支援 B 型事業所が 4 か所あります。

委員：就労継続支援 B 型の集まりに参加されていたかがでしたか。

委員：今まで、他市の集まりに参加させて頂いたことがありましたが、蕨市の集まりには初めて参加しました。各事業所の話聞いて参考になりました。繋がりを持てれば、何かあった時に相談しやすいと感じました。

委員：就労継続 B 型事業所の経営について、厚労省からいかに工賃を出した事業所に報酬を与えるかという非常に厳しい状況になってきている中で、どうやるかという大きな悩みを抱えています。すごく心強い会を作っただけだと思います。今後も現実的な話が出来るとありがたいと思っています。

委員：事業所同士で横の繋がりを持つことは今まで無かったと思うので、良い方向に動いて欲しいと思います。そのほかに質問はありますか、よろしいでしょうか。では議題 2 に移ります。

（2）障害者虐待事例及び障害者差別解消に関する相談事例報告について

事務局：令和 4 年度の差別解消法に関わる相談件数は 0 件になります。続きまして、令和 4 年度の障害者虐待に関する通報件数は 9 件になります。内訳は、市町村担当窓口へ通報が 7 件、埼玉県通報ダイヤル（#7171）を通して 2 件になります。9 件の内、5 件が養護者（保護者）からの虐待疑い、4 件が施設や事業所の職員からの虐待疑いで通報になっております。虐待の疑いの通報が入った段階で、担当が事実確認を行い虐待と認定したのは 9 件中 2 件となります。ともに身体的虐待として認定しております。2 点の共通点として、養護者の方が障害者の特性を十分に理解できておらず、日常の中でストレスを感じており、イライラ感から手が出てしまうところがあります。その後の対応としましては、養護者の方の虐待をしているという認識が薄いので虐待に対する意識を付けてもらえるよう説明と根本的な日常的なストレスの解消の為に担当者会議を開き、障害サービスを調整して現在進行形で経過観察を行っています。以上で説明を終わります。

委員：権利擁護関係者の方へ相談などはありますか。

委員：虐待、差別の相談はありません。他に生活困窮者の相談を受ける中では、会社、行政職員から差別を受けたという相談を受ける事はあります。

委員：虐待に関しては、直接的に手がでるなど見て分かる部分もあるのかと思いますが、差別に関しては、障害の方が差別をされているという認識を持てるか

どうかという点もあるかと思えます。意識しないと見つからない、改善しないのかと思えます。今後もよろしくお願ひします。それでは議題3に移ります。

(3) 地域生活支援拠点等整備の進捗状況報告について

事務局：資料4を参照ください。8月の第1回書面開催時に送付させていただいたものと同じものになりますが、改めて説明します。昨年度第2回の会議の際に研修会を行わせて頂きました。

障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能として、5つ機能があり、相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会、専門的人材の確保、養成、地域の体制づくりがあります。その5つの機能を市に応じた資源等を工夫し整備することで障害のある方の生活を地域全体で支える体制をつくるのが地域生活支援拠点等の整備となります。

国より令和5年末までに体制の整備をするようにまた、蕨市においても障害福祉計画で目標として設定しています。拠点とは建物があるイメージをすると思いますが、入所施設等建物のある自治体であれば、多機能拠点型整備型として5つの機能を集約した形で整備を進める事ができるが、入所施設のない蕨市に置いては面的整備型として、市内の資源を活用して地域の体制整備を進めていくことで検討しています。以前は、5つの機能すべてを備えていないと、地域生活支援拠点の整備をしていないとみなされていたが、現在は5つの内1つでも整備されていれば、整備していると考えて構わない事になっています。

蕨市では蕨市の実情に応じて今年度からプロジェクトチームとして、市の職員と基幹相談支援センターの職員で協議を進めています。検討した内容としては、5つの機能の内、「相談」の機能についての整備にまず取り組むこととしました。「相談」の機能を行う上での前提として、緊急時の支援が見込めない方、障害サービス等に繋がっていない方、医療的ケアや強度行動障害を有している方などの「要支援者」の事前把握が必要であることを確認しました。「要支援者」の要件として、支援が弱い方、高齢の親、兄弟で障害があるなどを対象に療育手帳だけではなく、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳取得者にも範囲を広げ抽出を行い個別検討する必要があると確認しました。「要支援者」か、どうかをチェックするためのシートは他市のものを参考に、試験的に行っています。今後、相談支援部会の部会員である相談支援事業者にも依頼し作成を行い、今後部会の中で意見を頂きながら蕨市にあわせたシートを作成してい

きたいと思っています。

今後の動きについては、引き続き蕨市でできる地域生活支援拠点等事業の機能、「相談」以外の機能についての検討を行うこと、障害のある方、その家族、関係施設の職員の方などが地域生活支援拠点等についてのイメージが持てる、また蕨市に必要な地域生活支援拠点等の意識統一を図ることができるような研修会や講演会を開催したいと思っております。

引き続き、令和 5 年度における進捗状況は本会にて報告をしたいと思っております。以上で説明を終わります。

委員：地域生活支援拠点等の整備について埼玉県内の 63 団体の内、終わっているのが 35 団体、令和 4 年までに 1 団体、令和 5 年整備が 22 団体、その他が 5 団体とのことです。相談機能だけでも、整備となってしまうとのことであるが、国の制度としてそうなるのかという点と緊急時の受け入れ対応については、いつになったら対象となるのか見えてきているのかを伺いたい。また、プロジェクトチームを作り 4 回も検討をして相談の機能しか整備しないのかという点について伺いたい。

事務局：まず、5つの機能の内、1つでもできていれば、地域生活支援拠点等の整備したことになるというのは国の考え方になります。相談の機能を1つでも始められれば令和 5 年度中に事業を開始したことになるが、それで終わるという考えは持っておりません。また、今ご意見があったように、緊急時の受け入れ対応が 1 番重要なのではないかと考えております。ただ説明をさせて頂いたように要支援の対象者を事前把握することにより、緊急時に受け入れ対応をする場所があることはもちろん必要であるが、その方が緊急の時にどのような対応をすることが良いのかを事前に把握しておいて市内に資源がない中で、緊急時になった時に、この方は普段この施設を利用しているからその施設にお願いしたいや何も使っていない方は事前に体験をしよう等、事前の準備を行うことで緊急時にスムーズに動ける体制をなるべく作るという点からも相談をまずは整備しようと思っております。その上で緊急時の受け入れ態勢のハード面、利用できる施設について市内だけではなく広域的に事業所の方に登録してもらうなどの検討をしていければと今の段階では思っています。

委員：もう 1 つ質問なのですが、面的整備という緊急時の施設は市内に限らないのでしょうか。どこでも良いからあれば面的整備は整うという解釈でよろしいのか。

ただ私たちとしては、通常から短期入所をしながら場所の確保はしているが、

蕨市に緊急時の受け入れをしてくれる場所が欲しいと思っています。

事務局：基本的に蕨市は、地域生活支援拠点について広域の整備ではないので、市単独の整備を進めていくこととなります。資源としては、市内にある資源が必要になると思います。ただ今の質問を受けて、関係する施設については、個別の対応として事前に情報の把握を考えています。ゆくゆくはグループホームの誘致や開設の相談があった際には、現状もそうであるが、短期入所の部屋確保や緊急時の対応をお願いしたい旨を伝えております。出来る限り、グループホームだけでもショートステイを備えた施設が今後できていければ連携して利用ができると思います。

委員：私もプロジェクトチームのメンバーです。大きな市や力のある市はすでに取り組んでおります。我々も研修会等、県で行っているものに積極的に参加しております。その中で、蕨市でもできるのかを考えています。蕨市の良さとして、一番取り組みやすい所が相談であったと思います。私も相談支援専門員として業務をしております。緊急時の対応をしなくても良いように、事前に備えていくことで緊急時の対応を防げるのではないかとこの点を目標に、今回相談から整備を進めていくことになりました。ただ、どの機能も相談からすべて繋がっていくことになると思います。現在は一歩ずつ進めていくというプロジェクトチームのメンバーの思いがあります。色々な方のご意見を頂きながら、また来年度の相談支援部会では部会員も巻き込みながら、色々な意見をくみ取って進めていきたいと思っています。

委員：基本は相談から始まると思います。本当に困っている方はどこに相談していいかわからないという方もいらっしゃると思います。ここに相談をすると何とかなるということが浸透していくと次に繋がるのではないかと思います。

昨年度行った、講演会で私の心の中に深く残ったのは、人材の育成、各個別支援事業の方など専門で勉強している方がいると相談した時にとても安心すると思います。まず相談の機能についてやりながら少しずつ、人材育成や緊急時の体制をつくってほしいと思います。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の進捗状況報告について

事務局：資料5をご覧ください。表面が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のイメージ図になります。精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、

社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。このような地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉、介護事業者が精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していく必要があります。

蕨市でも第 6 期蕨市障害福祉計画において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、令和 5 年度までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標としております。

協議の場の設置については、令和 5 年度より、相談支援事業所と行政で構成されている相談支援部会に、医療関係者、サービス事業者等への参加協力を依頼しております。令和 5 年度の実施状況については、精神科病院入院先として浦和精神サナトリウムと蕨市で唯一精神科クリニックのふたばクリニックに講師を依頼し参加していただけることになりました。令和 5 年度の協議の場の開催は 2 回を予定しており、内容としては、各医療機関の状況や入院時の支援や連携について、地域に望んでいる事や課題について、また事前に参加者にアンケートを実施し、講師から回答を頂く予定です。参加者としては、行政、基幹相談支援センター職員、相談支援事業所職員、訪問看護ステーション職員、ヘルパー事業所職員等を予定しております。

続きまして、資料 6 をご覧ください。蕨市地域自立支援協議会専門部会運営要領が令和 5 年 1 月に改正されました。第 3 条をご覧ください。第 3 条 2 番、相談支援部会の“ウ”精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する内容を今回追加しました。

以上になります。

委員：事務局は保健センターになりますか。

事務局：主は保健センターで、福祉総務課障害者福祉係と南部保健所にも協力してもらっています。

委員：今回、協議の設置に向けて蕨市ではまだできていませんでした。特に協議の中に医療関係者を入れてくださいという項目に関して、関係医療機関へ相談をして、参加して下さることになりました。協議の場の設置ができてよかったと思います。今回関係医療機関に参加してもらおう事で、精神障害や知的障

害の方の緊急対応時の相談がしやすくなると思います。また、顔が見える関係性をつくれるという点では参加していただけて良かったと思っております。

委員：まずは協議の場ができてよかったと思います。精神障害の方は医療の力や担う役割が大変大きいので関係医療機関との関りができたのは良いと思います。緊急時だけではなく、精神障害の方の日々の生活をどう見ていくのか、包括ケアシステムのイメージ作りも含めてつくっていったらと思っています。

委員：今、3障害が一体化ということですが蕨市では精神障害は保健センターが対応することに関して今後の変更はありませんか。

事務局：今後は分かりませんが、来年度は今の体制で行っていきます。以前からご意見は頂いておりますが、場所は違いますが日頃から共通する事務も多く、連携を取って行っていますのでご理解頂ければと思います。

委員：お願いなのですか、初めて参加させて頂いたが、会議の資料等を事前に配布してもらい、今回欠席の方も共有できて良いと思います。次回からは、会員に対して送付していただきたいのですがその点はいかがでしょう。

事務局：申し訳ありません。次回以降は事前に見て頂けるように送付させていただきますと思います。また、補足としては欠席の方には、後日資料を送付させていただきます。

委員：私たちは労働の分野になりますので福祉分野の制度について乏しいところがあるので参加させて頂いて大変勉強になりました。また、色々と情報共有しながら連携していきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

委員：学校では、教員より保護者から福祉関係の相談を受けた時に、どこに窓口があるのか等をお答えするのに分からず、対応に困っていると聞いています。今回相談支援部会でパンフレットを作成していると聞いたので、もしよければ学校向けにもパンフレットの様なものを作成してもらえると教員も助かるかなと思います。

委員：学校に行っている親御さんにもパンフレットなどがあると助かると思います。ぜひよろしく願いいたします。

その他にご意見がありませんので議事進行は終わりになります。

5. 閉会